

令和4年4月定例農業委員会

議 事 録

小城市農業委員会

## 小城市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年4月5日(火) 午後1時30分から午後2時33分
2. 開催場所 庁舎大会議室(A・B)
3. 出席委員

1番 野方俊彦	2番 本村教昭
3番 下村啓子	4番 古賀義博
5番 西村新二	6番 松尾正人
7番 池田政孝	8番 深河文雄
9番 高塚和行	10番 三根祐喜
11番 野口浩美	12番 江里口勇
13番 中村津多子	14番 江里口泰信
4. 欠席委員  
なし
5. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名について
  - 第2 第1号議案 農地法第3条による許可申請について
  - 第2号議案 農地法第4条による許可申請について
  - 第3号議案 農地法第5条による許可申請について
  - 第4号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
  - 第5号議案 農用地売渡等の希望申出について
6. 農業委員会事務局職員  
事務局長 岸川 齊 副局長兼庶務係長 真子 祐輝

## 7. 会議の概要

事務局	委員の皆様お疲れさまです。それでは、ただいまから令和4年4月の定例農業委員会をお願いしたいと思います。
会長	初めに、江里口会長より挨拶をお願いいたします。 皆さん今日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。 先ほど御紹介ございましたように、農業委員会も令和4年度の新体制が始まったわけでございます。また、麦のほう、農業生産物も好天に恵まれて生育は良好かと思っております。 また、皆様方御存じのように、ウクライナのほうがロシアの侵攻によりまして大変悲惨な結果となっております。日本の国もいろいろな形で支援をして、今日はウクライナより10名が特別機で来られたようでございます。あの悲惨な現場を見ると、私たちはつくづく平和な日本に住んでよかったなと思っております。 今日は第1号議案から第5号議案までございますけど、皆様方の審議をよろしくお願い申し上げます。
事務局	ありがとうございました。 出席委員は14名で、在任委員の過半数以上の出席がございますので、小城市農業委員会会議規則第7条の規定により、この会議は成立していることを御報告いたします。 それでは、小城市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は江里口会長をお願いいたします。
議長	それでは、ただいまから令和4年4月の農業委員会を開会いたします。 早速ですが、議事に入ります。 まず、議事録署名委員の指名についてを議題とします。 本日の会議の議事録署名委員については、議席番号順となっておりますので、私のほうから御指名をさせていただきます。 3番下村委員、4番古賀委員をお願い申し上げます。 次に、第1号議案 農地法第3条による許可申請についてを議題とします。 申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いいたします。 議案書は1ページを御覧ください。 本日の農地法第3条の許可申請の審議件数は1件でございます。 申請番号1について説明をいたします。 資料は1ページからとなります。 (第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号1について事務局より説明) この案件の場所はJR久保田駅西にある製紙工場と福所江川との間の三日月町金田地区にある農地で、申請理由は贈与です。 以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。
事務局	次に、第2号議案 農地法第4条による許可申請についてを議題とします。 申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いいたします。 議案書は2ページを御覧ください。

本日の農地法第4条の許可申請の審議件数は2件でございます。

申請番号1について説明をいたします。

資料は5ページからとなります。

(第2号議案 農地法第4条許可申請、申請番号1について事務局より説明)

この案件の場所は主要地方道佐賀外環状線北の三日月町東分地区を通る市道東分線南にある農地で、転用目的は一般住宅でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に南側道路側溝へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に南側道路側溝へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある第1種農地ですが、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

議 長

この案件については9番高塚委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

9 番

農地法第4条申請事前調査事項。

申請者、申請農地、転用目的は事務局からの説明のとおりです。

調査事項、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。

計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。

実現確実性の判定について、地元事業計画を説明されており、申請目的どおりに転用されることは確実である。

被害防除施設・用排水の検討について、土留め工事を施工される。雨水は集水後に南側道路側溝へ排水、し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に南側道路側溝へ排水される。

その他特記事項について、令和4年2月22日に説明を受けています。

令和4年4月5日、小城市農業委員高塚和行。よろしく申し上げます。

議 長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

事務局

次に、申請番号2について事務局より説明をお願いいたします。

申請番号2について説明をいたします。

資料は11ページからとなります。

(第2号議案 農地法第4条許可申請、申請番号2について事務局より説明)

この案件の場所は平原公民館西の小城町平原地区を通る市道平原線北にある農地で、転用目的は宅地への進入路でございます。

被害防除対策ですが、雨水は自然流下により排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水の排水はありません。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は、鉄道の駅、船舶の発着場、県庁、市役所、町役場（これらの支所を含む）等からおおむね500メートル以内にある農地が第2種農地となりますが、市役所小城出張所を中心とした宅地の割合が40%を超えているため、先ほど説明いたしましたおおむね500メートル以内は1キロまで延長することが可能となります。申請地は小城出張所から約760メートルのところに位置しておりますので第2種農地となり、周辺の他の土地に立地することが困難な場合であり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

議 長

この案件については4番古賀委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

4 番

農地法第4条申請事前調査事項。

1番から4番までは事務局が言われたとおりでございます。

調査事項を報告いたします。

イ、申請目的及び位置の検討について、改築中の自宅への進入路を確保するためであり、申請地を選定した理由は適当であると思います。

ロ、計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。

ハ、実現確実性の判定について、地元にて事業計画を説明されており、申請目的どおり転用されることは確実である。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、現状のまま利用され、雨水は自然流下により排水される。

ホ、その他の特記事項について、令和4年3月5日に説明を受け、確認しております。

令和4年4月5日、農業委員古賀義博です。ひとつよろしく申し上げます。

議 長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

（質疑なし）

ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手）

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、第3号議案 農地法第5条による許可申請についてを議題とします。

申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局

議案書は3ページを御覧ください。

本日の農地法第5条の許可申請の審議件数は7件でございます。

申請番号1について説明をいたします。

資料は19ページからとなります。

（第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号1について事務局より説明）

この案件の場所は主要地方道小城富士線東の小城町上町地区を通る主要地方道佐賀外環状線北にある農地で、転用目的は車庫及び倉庫でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に道路南側の水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水の排水はありません。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は、鉄道の駅、船舶の発着場、県庁、市役所、町役場（これらの支所を含む）等からおおむね500メートル以内にある農地

議 長

が第2種農地となりますが、市役所小城出張所を中心とした宅地の割合が40%を超えているため、先ほど説明いたしましたおおむね500メートル以内は1キロまで延長することが可能となります。申請地は小城出張所から約680メートルのところに位置しておりますので第2種農地となり、周辺の他の土地に立地することが困難な場合であり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

この案件については私が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

貸付人、借受人、申請農地等につきましては事務局から報告ございました。

転用目的は車庫及び倉庫です。

申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断できる。

計画面積の検討について、利用計画図などにより適当であると判断できる。

実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実である。

被害防除施設・用排水の検討について、擁壁をして、排水は溜桝経由で道路側溝に流すようになっております。

その他の特記事項について、令和4年3月24日、事前調査済みでございます。

令和4年4月5日、江里口泰信。

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればよろしく申し上げます。

7 番

結果に異議を唱えるものではありませんけれども、本件につきましては成年後見人が、自分に対しての使用貸借ということになりますので、利益相反行為の典型だと思いますが、これについて家裁の許可は添付されていますか。

事務局

お答えをいたします。

この成年後見に関することで、司法書士さんが関係をされていますが、その司法書士さんにはこの転用に関して特段問題ないということで確認が取れております。

以上です。

そしたら、ちょっとすみません、資料を取ってまいりますので、しばらくお待ちください。

大変申し訳ありません。先ほど関係する司法書士さんに確認をしているということでお答えをいたしました。成年後見に関する登記事項の証明書の中に、成年後見監督人ということで司法書士さんのお名前が記載されております。その監督人からは、今回の転用に関しては特段問題ないということで了解を得ていることを確認しております。

以上です。

7 番

了解しました。

議 長

ほかに何かございましたら。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、申請番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

申請番号2について説明をいたします。

資料は25ページからとなります。

(第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号2について事務局より説明)

この案件の場所は畑田公民館東の小城町畑田地区を通る市道畑田東1号線南にある農地で、転用目的は建売分譲住宅2棟でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に西側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に西側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は、鉄道の駅、船舶の発着場、県庁、市役所、町役場（これらの支所を含む）等からおおむね500メートル以内にある農地が第2種農地となりますが、JR小城駅を中心とした宅地の割合が40%を超えているため、先ほど説明いたしましたおおむね500メートル以内は1キロメートルまで延長することが可能となります。申請地はJR小城駅から約680メートルのところに位置しておりますので第2種農地となり、周辺の他の土地に立地することが困難な場合であり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

議 長

この案件については4番古賀委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

4 番

農地法第5条申請事前調査事項。

ナンバー1からナンバー4までは事務局が説明されたとおりでございます。

調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。

ロ、計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。

ハ、実現確実性の判定について、地元で事業計画を説明されており、申請目的どおり転用されることは確実である。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、土留め工事を施工される。雨水は集水後に側溝を経由し西側の水路へ排水。し尿及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に西側水路へ排水される。

ホ、その他の特記事項について、令和4年3月5日に説明を受け、確認しております。

令和4年4月5日、農業委員古賀義博。よろしく申し上げます。

議 長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

事務局

次に、申請番号3について事務局より説明をお願いいたします。

申請番号3について説明をいたします。

資料は13ページからとなります。

(第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号3について事務局より説明)

この案件の場所は平原公民館西の小城町平原地区を通る市道平原線北にある農地で、転用目的は敷地の拡張でございます。

被害防除対策ですが、雨水は自然流下により排水されるため、周辺農地への影響

は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水の排水はありません。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は、鉄道駅、船舶の発着場、県庁、市役所、町役場（これらの支所を含む）等からおおむね500メートル以内にある農地が第2種農地となりますが、市役所小城出張所を中心とした宅地の割合が40%を超えているため、先ほど説明いたしましたおおむね500メートル以内は1キロメートルまで延長することが可能となります。申請地は小城出張所から約760メートルのところに位置しておりますので第2種農地となり、周辺の他の土地に立地することが困難な場合であり、許可し得るものと判断しております。

なお、申請地の面積は552平米ですが、宅地として活用できる有効面積216平米を除く残地は森林・原野化しており、現状のまま利用される予定となっております。

以上でございます。

この案件については4番古賀委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

農地法第5条申請事前調査事項。

1番から4番までは事務局が説明されたとおりでございます。

事前調査、イ、申請目的及び位置の検討について、敷地の拡張であり、申請地を選定した理由は適当である。

ロ、計画面積の検討について、転用可能面積以外は山林化しており、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。

ハ、地元で事業計画を説明されており、申請目的どおりに転用されることは確実である。

ニ、被害防除施設・用排水について、現状のまま利用される。雨水は自然流下により排水される。し尿及び生活雑排水の排水はない。

ホ、その他の特記事項について、令和4年3月5日に説明を受け、確認しています。

令和4年4月5日、農業委員古賀義博。よろしく申し上げます。

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

（質疑なし）

ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手）

全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、申請番号4について事務局より説明をお願いいたします。

申請番号4について説明をいたします。

資料は31ページからとなります。

（第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号4について事務局より説明）

この案件の場所は佐賀県農協もみ低温貯蔵施設南の三日月町甲柳原地区を通る県道川上牛津線南にある農地で、転用目的は資材置場（一時転用）でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に南側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水の排水はありません。

農地区分と許可基準ですが、市町が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内にある農地ですが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであり、許可し得るものと判断しており、令和6年4月30日までの一時

議 長

4 番

議 長

事務局



転用となります。

なお、位置図を資料35ページに添付しておりますが、今回の申請は（仮称）小城市学校給食センター改築事業建設工事のための資材置場であり、工事場所は小城市仁俣中継ポンプ場に接する東側及び北側の農地となっております。

以上でございます。

議 長

この案件については13番中村委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

13番

農地法第5条申請事前調査報告をいたします。

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的については事務局の説明どおりです。

調査事項として、申請目的及び位置の検討については、申請目的により申請地を選定した理由は適当であると思います。

計画面積の検討についても、利用計画図等により適当であると判断します。

実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実である。

被害防除施設・用排水の検討について、残土置場であり、溜柵を設置して既存の排水口へ接続し南側水路へ放流するというので、周辺農地への影響はないと思います。

その他については、3月4日に説明を受けています。

以上です。よろしく御審議のほどお願いします。

議 長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

（質疑なし）

ないようですので、これより採決します。申請番号4について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手）

全員賛成ですので、申請番号4は原案のとおり許可相当として県常設審議委員会及び県知事に意見を送付します。

事務局

次に、申請番号5について事務局より説明をお願いいたします。

議案書は4ページを御覧ください。

申請番号5について説明をいたします。

資料は39ページからとなります。

（第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号5について事務局より説明）

この案件の場所は長神田交差点北の三日月町戊地区を通る国道203号東にある農地で、転用目的は建売分譲住宅10棟でございます。

被害防除対策ですが、雨水は側溝を敷設し集水後に東側及び西側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に側溝を経由し東側及び西側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益的施設が連たんしている第3種農地であり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

議 長

この案件については13番中村委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

13番

農地法第5条申請事前調査報告をいたします。

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は事務局の説明どおりです。

調査事項、申請目的及び位置の検討については、住宅街の中にある農地であり、申請地を選定した理由は適当であると思います。

計画面積の検討について、利用計画図等により適当であると判断できます。

実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実であると思います。

被害防除施設・用排水の検討について、生活雑排水は合併浄化槽により処理後、また、雨水排水は溜桝を通し東西の水路へ放流することにより、周辺には農地もなく影響はないと思います。

その他の特記事項は、3月4日に説明を受けております。

以上です。よろしく御審議ください。

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号5について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号5は原案のとおり許可相当として異常設審議委員会及び県知事に意見を送付します。

次に、申請番号6について事務局より説明をお願いいたします。

申請番号6について説明をいたします。

資料は50ページからとなります。

(第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号6について事務局より説明)

この案件の場所は牛津町練ヶ里交差点北の牛津町生立ヶ里地区を通る国道34号北にある農地で、転用目的は建売分譲住宅7棟でございます。

被害防除対策ですが、雨水は側溝を敷設し集水後に北側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に北側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

この案件については1番野方委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

農地法第5条申請事前調査事項について。

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は事務局の説明のとおりでございます。

調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。

ロ、計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。

ハ、実現確実性の判定について、地元に事業計画を説明されており、申請目的どおりに転用されることは確実である。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、土留め工事を施工される。雨水は集水後に側溝を経由し北側水路へ排水。し尿及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に北側水路へ排水される。

議 長

事務局

議 長

1 番

議 長	<p>ホ、その他特記事項について、令和4年3月6日に説明を受け、確認しています。</p> <p>令和4年4月5日、小城市農業委員野方俊彦。どうぞよろしく申し上げます。ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号6について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号6は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p>
事務局	<p>次に、申請番号7について事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>申請番号7について説明をいたします。</p> <p>資料は57ページからとなります。</p> <p>(第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号7について事務局より説明)</p> <p>この案件の場所は佐賀県農協佐城農業倉庫南の芦刈町西道免地区を通る市道舎人下古賀線南にある農地で、転用目的は牛舎及び農業用資材置場でございます。</p> <p>資料58ページに始末書を添付しておりますが、申請地の一部に土砂を搬入されているために、始末書の添付を指示しております。</p> <p>被害防除対策ですが、雨水は側溝を敷設し集水後に道路側溝へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水の排水はありません。</p> <p>農地区分と許可基準ですが、農地区分は市町が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内にある農地ですが、農業用施設への用途区分の変更であり、許可し得るものと判断しております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>この案件については11番野口委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。</p>
11番	<p>農地法第5条申請事前調査事項。</p> <p>貸付人、借受人、申請農地、転用目的は事務局の説明のとおりです。</p> <p>調査事項、申請目的及び位置の検討について、既存の牛舎に隣接しており、申請地を選定した理由は適当である。</p> <p>計画面積の検討について、土地利用計画書や転用目的により適当であると判断できます。</p> <p>実現確実性の判定について、地元事前に計画をされており、申請目的どおり転用されることは確実である。</p> <p>被害防除施設・用排水の検討について、土留め工事を施工される。雨水は集水後に北側道路側溝へ排水し、し尿処理及び生活雑排水の排水はありません。</p> <p>その他の特記事項については、令和4年2月27日に説明を受けて確認しています。</p>
議 長	<p>令和4年4月5日、農業委員野口浩美。どうぞよろしくお願いいたします。ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号7について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p>

事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号7は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p> <p>次に、第4号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権設定についてを議題とします。</p> <p>申請番号1から申請番号34まで一括して事務局より議案の説明をお願いいたします。</p> <p>議案書は5ページから12ページまでを御覧ください。</p> <p>農用地利用集積計画の利用権設定について説明をいたします。</p> <p>本日の利用権設定の審議件数は、新規の利用権設定が29筆、利用権の再設定が64筆、合計で93筆、総面積は18万7,833平米でございます。</p> <p>今回の全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に掲げる全ての要件、すなわち、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること、また、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの要件を満たしていることと判断しております。</p>
議長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。利用権設定について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号1から申請番号34までについては原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、第4号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題とします。</p> <p>申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いいたします。</p> <p>議案書は13ページを御覧ください。</p> <p>農用地利用集積計画の所有権移転について説明をいたします。</p> <p>本日の所有権移転の審議件数は4件でございます。</p> <p>申請番号1について説明をいたします。</p> <p>申請番号1、(土地の所在、地目、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。)</p>
議長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いいたします。</p> <p>申請番号2について説明をいたします。</p> <p>申請番号2、(土地の所在、地目、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。)</p>
議長	<p>以上でございます。</p> <p>申請番号2につきましては、あっせん委員の11番野口委員に結果報告をお願い</p>

1 1 番

いたします。

あっせん経過報告。

あっせん申出農地は事務局の説明のとおりです。

日時、令和3年10月5日、10月の農業委員会であっせん委員に指名される。

10月8日、所有者の後見人である〇〇〇〇さんと会い、条件等の確認をいたしました。

10月10日、認定農業者の〇〇〇〇さんと会い、購入の確認をしたところ、条件が合うならば購入の意思があるということだったので、条件の提示をしてもらいました。そのとき1反当たり〇〇万円とのことでした。

10月17日、西村あっせん委員さんと共に〇〇氏に金額を伝える。あと少しどうかならないかと言われて、購入予定者の〇〇さんにまたこういうことを伝え帰宅しました。

10月19日、〇〇氏に再度会い金額のことを伝えたところ、反当たり〇〇万円と〇〇万円でもいいという返事をいただきました。

10月24日、〇〇氏に金額のことを伝え、立野の（地番）が〇〇万円、ほかを〇〇万円ということだったので、このことを〇〇さんに伝え、了解をもらいました。

その後、〇〇氏にあっせんの成立を伝え、売買の今後の日程等の詳細は事務局より連絡がある旨を伝えて帰りました。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

（質疑なし）

ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手）

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局

申請番号3について説明をいたします。

申請番号3、（土地の所在、地目、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。）

以上でございます。

議 長

申請番号3につきましては、あっせん委員の13番中村委員に結果報告をお願いいたします。

1 3 番

あっせん経過報告をいたします。

申請農地と申請面積は事務局の発表のとおりです。

4年の1月5日、1月定例委員会で最適化推進委員の古川さんとともにあっせん委員に指名されました。

1月9日、所有者である〇〇〇〇さんの代理人である〇〇さんへ電話にて条件等について確認をしました。反当たり約〇〇万円、総額〇〇〇万円であらという回答をいただきました。

1月9日、現耕作者である、認定農業者でもある〇〇氏と会い、総額〇〇〇万円であら購入してもよいという返事をいただきました。

1月11日、申出人の〇〇〇〇さん—代理人さんですけど、総額〇〇〇万円にて〇〇氏が買ってよいとの返事をもらい、あっせんが成立したことを伝え、その後の手続等については事務局より連絡がある旨を伝えて、あっせんが終了いたしました。

以上です。よろしく申し上げます。

議 長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、申請番号4について事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局

申請番号4について説明をいたします。

申請番号4、(土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。)

以上でございます。

議 長

申請番号4につきましては私があっせん委員となっておりますので、結果報告をいたします。

12月6日、私と最適化推進委員の古賀さんの2人があっせん委員に指名をされました。

12月8日、この地域の認定農業者で、現在小作をしている〇〇氏と会い、あっせん申請が出ていることを説明し、返事を待つ。

12月9日、〇〇氏より10アール〇〇万円なら購入してもよいと回答を受ける。

12月14日、〇〇氏より今回提示の条件10アール〇〇万円で買受けしたいとの回答を受け、所有者に10アール当たり〇〇万円であっせんが成立したことを伝えました。売買についての今後の日程等の詳細は事務局より連絡があると伝えました。

以上です。

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号4について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号4は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第5号議案 農用地売渡等の希望申出についての売渡希望についてを議題といたします。

事務局

申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

議案書は14ページを御覧ください。

農用地売渡等の希望申出の売渡希望ついて説明をいたします。

本日の売渡希望の審議件数は5件でございます。

資料は64ページからとなります。

申請番号1について説明をいたします。

申請番号1、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)

以上でございます。

議 長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いいたします。 申請番号2について説明をいたします。 申請番号2、（土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。） 以上でございます。</p>
議長	<p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 （挙手）</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いいたします。 申請番号3について説明をいたします。 申請番号3、（土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。） 以上でございます。</p>
議長	<p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 （挙手）</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号4について事務局より議案の説明をお願いいたします。 申請番号4について説明をいたします。 申請番号4、（土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。） 以上でございます。</p>
議長	<p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号4について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 （挙手）</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号4は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号5について事務局より議案の説明をお願いいたします。 申請番号5について説明をいたします。 申請番号5、（土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。） 以上でございます。</p>
議長	<p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号5について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 （挙手）</p>
	<p>全員賛成ですので、申請番号5は原案のとおり承認することに決定しました。</p>

議 長	ほかに何か皆様方の中らございましたら、よろしくお願ひいたします。
(なし)	
事務局	ないようですので、次回日程等の連絡について事務局よりお願ひいたします。
	次回の日程等ですが、今月の農地転用現地調査日ですが、4月25日月曜日の午後1時30分から西館2階の2-6会議室にお集まりをお願いします。
	5月の定例農業委員会の日時、場所ですが、5月9日月曜日の午後1時30分から、ここ西館大会議室となります。
	以上でございます。
議 長	長時間にわたり御協力いただき、ありがとうございました。
	以上をもちまして4月の農業委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでございました。

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員